

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

広島厚生年金 事案 1941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和57年7月1日から勤務していたが、出産のため58年5月9日から産休を取得した。しかし、出産後、子供の世話をする者がいなかったため、同年6月29日に同社に出向いて、同年6月30日付けの退職願を提出するとともに、同年5月及び6月の厚生年金保険料を現金で支払ったにもかかわらず、資格喪失日が同年6月30日とされ、同月の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和58年の家計簿の6月29日付け支出欄に記載されている「5、6月分社保 26,475円」の金額は、申立人に係る同年5月及び6月の社会保険料合計額（健康保険料及び厚生年金保険料（厚生年金保険料は昭和58年6月に料率改定））と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和58年6月30日とされているものの、申立事業所に同年6月末日を退職日とする退職願を提出したとする同年6月29日は、前述の家計簿の支出欄と同日である上、前述の家計簿に記載された当該厚生年金保険料は、前述のとおり改定後の保険料率を勘案して計算されていることを踏まえると、退職願を提出した同年6月29日において、申立人及び申立事業所の双方が、申立人の退職年月日を同年6月30日と認識し、申立事業所において厚生年金保険料を計算していたと考えるのが自然である。

さらに、申立事業所は申立期間当時の喪失日の取扱いについて、「当時は、退職月の保険料を支払わないことを希望する者が何人かいたので、本人との話し合いにより、月末前日を退職日とし、月末喪失とした取扱いにしたことが3、4回あったと思う。申立人の場合も同様だったのではないかと思う。」と供述しているものの、前述のとおり、申立事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料額を計算していたと考えられることから、申立人は、退職月の保険料を支払わないことを希望していなかったと考えられ、申立事業所において、申立人は、月末喪失の取扱いとしていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において申立事業所に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和58年6月30日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島国民年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 62 年 2 月まで

私は、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行うとともに、送付されてきた納付書により、勤務先の近くにあった銀行で毎月 1 万 5,000 円程度の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自ら国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと申し立てているが、申立期間当時に居住していたとする A 市 B 区において、申立人に係る被保険者名簿等は作成されておらず、同区を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿にも申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出記録は無いことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査やオンラインシステムによる氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、毎月 1 万 5,000 円程度の保険料を納付していたと供述しているが、申立期間当時の保険料額とは大きく異なっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1112

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に国民年金制度ができた当初から妻と一緒に国民年金に加入し、毎月自宅に来ていた A 市役所の職員と思われる集金人に夫婦二人分の保険料を払い、印紙の貼ってある手帳を所持していたことを覚えているにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により昭和 47 年 9 月 19 日に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認できるが、同年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、毎月自宅に来ていた A 市役所の職員と思われる集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、同市において専任徴収員による集金制度が開始されたのは昭和 40 年 4 月である上、申立期間当時の保険料の納付方法は 3 か月ごとの納付であったことから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査及びオンラインシステムによる氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も申立期間は国民年金に未加入とされており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 43 年 3 月まで

病院に入院していた私の祖母の入院費用の補助を A 市役所（現在は、B 市）から受ける際、国民健康保険及び国民年金に加入し、これらの保険料を納付していることが条件と言われたことから、申立期間当時、同市内で私と同居していた内妻が、私の国民年金手続を行うとともに、手元にあった 10 万円から 15 万円で国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和 43 年 9 月頃に行われたものと推認され、この時点では、申立期間のうち、39 年 3 月から 41 年 6 月までの期間は、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料として内妻が 10 万円から 15 万円を納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 43 年 9 月頃の時点において、申立期間のうち、時効が経過せず保険料を納付することができた 41 年 7 月から 43 年 3 月までの保険料の合計額は 3,600 円であり、金額が大きく相違している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付には直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする内妻からは申立人の希望により事情を聞くことができないことから、申立期間における国民年金保険料の納付状況等は不明である。

加えて、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査及びオンライン記録による氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出

されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 6 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月から 13 年 3 月まで

私が大学在学中の国民年金保険料は、母親が納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みではなく、学生等の保険料納付特例（以下「学生納付特例」という。）の期間になっていることに納付できない。

なお、私も母親も学生納付特例の申請をした記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、申立期間に係る学生納付特例の申請をした記憶は無いと主張しているが、当該申請には在学証明書又は学生証の写しの添付が必要であることから、第三者が申請したとは考え難い上、オンライン記録によると、平成 12 年 7 月 26 日に申立期間に係る学生納付特例の申請が受け付けられており、申立期間当時、申立人が居住していた A 市の国民年金被保険者台帳でも、申立期間は学生納付特例の期間とされていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間に係る保険料の金額及び納付場所等について具体的な記憶が無い上、オンライン記録によれば、申立期間に近接する時期に保険料を 3 回納付していたことが確認できることから、当該保険料の納付を申立期間の保険料を納付したものと誤認している可能性もうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び金融機関の預金取引推移表によれば、平成 12 年 10 月に納付した保険料の一部（1 万 3,300 円）が過誤納保険料として 13 年 2 月 8 日に A 社会保険事務所（当時）から申立人名義の預金口座に還付金として振り込まれたことが確認できるが、申立人及びその母親は、当該還付についても記憶に無いとしているなど、申立期間当時の国民年金保険料の納

付に関する記憶が明確でない上、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1942 (事案 579、1272 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月から35年10月まで
② 昭和35年10月から36年5月まで
③ 昭和36年5月から同年10月まで
④ 昭和36年10月から38年6月まで

再申立てに係る第三者委員会の非あつせん通知書を受け取ったが、その中に、申立期間④についてA社B出張所の元労務担当者が、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、はっきり覚えていない。」と回答した旨の記載があるが、当該労務担当者が第三者委員会に対して提出した回答書を見ると、そのような記述は無く、私の給与から厚生年金保険料が控除されていたと記載されている。

また、同社B出張所で世話役だった同僚の名前を新たに思い出したこと、そして、私と働いていた現場は異なるが、同期の同僚4人には同社C支店での厚生年金保険の被保険者記録があり、申立期間①については、自分が勤務していた同社D出張所も同じ同社C支店が管轄する現場であったことから、私だけに記録が無いのは納得がいかないため、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④（初回に、申立ての無かった昭和38年5月及び同年6月を除く。）に係る申立てについては、i) 社会保険事務所（当時）が保管しているA社C支店及び同社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の記録は無いこと、ii) 同社本社では、当時の記録が無いため、厚生年金保険の加入の有無は不明であるとしていること、iii) 申立期間当時、申立人と同じ班で基幹要員であった3人は、申立人と同様

に厚生年金保険の記録が無く、同社では、基幹要員であっても必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 26 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、i) 申立期間④当時の A 社 B 出張所の労務担当者から、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述が得られたこと、ii) 昭和 28 年の社会保険庁（当時）の通達により、基幹要員は厚生年金保険に無条件で加入することとされたこと、iii) 同社が資格取得届を提出しないうまま、厚生年金保険料を控除していた可能性があること、iv) 社会保険庁が廃棄処分した紙台帳の中に申立人の記録があった可能性があること等を主張し、再申立てを行っている。

しかしながら、i) 申立人が名前を挙げた A 社 B 出張所の元労務担当者は、「原則、基幹要員は厚生年金に加入することになっており、基幹要員の申立人が加入していた可能性は高いと思うが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、はっきり覚えていない。」としているほか、新たに申立人が名前を挙げた同僚のうち、回答のあった 6 人からは、申立人の厚生年金保険の加入等について具体的な供述は得られず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できないこと、ii) 申立人が同期と主張する 4 人も、申立人が勤務していた出張所等を管轄していた同社 E 支店では厚生年金保険に加入していないこと、iii) 申立人が提出した通達「国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国に使用される臨時職員等に健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件」(昭和 28 年 9 月 9 日付け保険発第 195 号) の対象者は、「国に使用される者で国庫から報酬を受ける非常勤職員、臨時職員等」とされていることから、同社から給与を受けていたとする申立人は国に使用される者ではないため、同通達の対象者ではないこと、iv) 申立人は、申立期間において所属していた F 班の後継事業所である G 社の代表取締役であった平成 7 年当時、社会保険事務所から社会保険の適用除外の承認を受けていた者について、資格取得漏れとして社会保険料等の納付指導を受けた経緯があることから、A 社も申立期間当時、同様の取扱いをしていた可能性があるとして主張するが、仮に、申立人が申立期間当時、社会保険の適用除外の承認を受けていたとしても、事業主が厚生年金保険の適用除外者の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いこと、v) 社会保険庁が廃棄した紙台帳に申立人の記録が含まれていた可能性があるとして主張するが、廃棄処分された紙台帳は、昭和 32 年 9 月以前の加入者の記録であり、申立人の被保険者記録が廃棄されたとは考え難いこと、vi) 申立期間に追加された申立期間④のうち昭和 38 年 5 月及び同年 6 月について、同社 B 出張所の元労務担当者の供述から、当該期間に申立人が同出張所に勤務していたことは推認できるものの、前記のとおり、同労務担当者は、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除され

ていたかどうかは、はっきり覚えていない。」としていること、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間④について、厚生年金保険料控除を示す資料としてA社B出張所の元労務担当者が新たに作成した文書を当委員会に提出している。

しかしながら、i) 同文書は個人名により平成23年2月3日付けで作成されており、根拠となる具体的な被保険者期間や厚生年金保険料控除額等は一切記載が無いこと、ii) 申立事業所では、当時の記録が無いため、申立人の厚生年金保険への加入の有無は不明であると回答していることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人は、申立期間④当時の同僚で世話役であった者の名前を新たに挙げているが、A社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④において、当該世話役の名前は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①について、自身と働いていた現場は異なるが、同期の同僚4人には、A社C支店での厚生年金保険の被保険者記録があり、申立人が勤務していた同社D出張所も同社C支店が管轄する現場であったことから、申立人のみに記録が無いのは納得がいかないと主張するが、申立期間①において、同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人と同じ班で基幹要員であった者の名前は見当たらない上、本社によると、申立期間①当時の同社D出張所の管轄は、時期は不明なものの、同社C支店から同社E支店に変更されていたとしている上、申立期間①当時、申立人が同社C支店で厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から 57 年 10 月 12 日まで

私は、妻の親戚が経営していたA事業所に昭和 55 年 1 月に入社し、正社員として 57 年 10 月まで勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立事業所において正社員として勤務していたと主張しているが、申立期間の雇用保険の加入記録が無い上、申立事業所で給与計算を担当していた同僚は、「正社員の給与からは厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を控除していたが、雇用保険に加入せずに厚生年金保険に加入している人はいなかった。」とし、別の複数の同僚は、「人によっては、厚生年金保険に加入しなかった従業員もいた。」としていることなどから、当時、申立事業所は、入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡し、社会保険担当者も病気のため事情を聴くことができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等は確認できない。

加えて、申立人が申立事業所の後に勤務した事業所が保管する申立人の履歴書には、申立事業所の勤務期間は「昭和 57 年 9 月まで」と記載されていることから、申立期間のうち、57 年 10 月 1 日以降の期間は申立事業所に勤務していたとは考え難い上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらず、ほかに

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 18 日から 49 年 8 月 17 日まで

私は、A社に勤務していたが、昭和 48 年 11 月 18 日からは、同社の系列会社となるB社をオープンするための事務所に勤務した。当時、妻が流産したため、産婦人科を受診し、健康保険証を使ったこと、及び給与から保険料が控除されていたことを記憶しているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、系列会社であるC社、D社、B社及びA社の4事業所のうち、いずれかに勤務したと主張しているところ、申立期間のうち、昭和 48 年 11 月 19 日から 49 年 4 月 20 日まではD社で、同年 6 月 21 日から同年 8 月 17 日まではB社と思われる事業所で、それぞれ雇用保険に加入していたことが確認できる。

しかしながら、E社（A社の承継会社）が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人はA社において昭和 48 年 11 月 18 日に資格喪失していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間において、任意継続被保険者として健康保険に加入していることが確認できることから、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、申立人が挙げた系列会社のうち、C社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、B社（新規適用年月日：昭和 49 年 8 月 17 日）は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっておらず、D社（同：昭和 49 年 8 月 15 日）も申立期間のほとんどは適用事業所とはなっていない。

さらに、D社及びB社は既に解散し、当時の事業主は死亡している上、E社は、「申立期間当時の資料が残っておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険

の適用状況については不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

加えて、申立人が保管する昭和48年11月、同年12月及び49年2月の領収証書は、金額及びその記載内容から、前述の任意継続の健康保険保険料と考えられる上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。